

課外活動奨励費の改正について

平成 25 年 4 月 1 日以降実施（申請）分から適用されます。

1. 準々決勝、準決勝がない大会等の決勝進出した場合における奨励費について

【改正前】 下表中の決勝、準決勝、準々決勝に基づき支給する。

【改正後】 下表中の決勝、準決勝、準々決勝をそれぞれ 1～2 位、3～4 位、5 位～8 位に読み替えて支給する。
ただし、4 位以下が確定しないものについては、1～3 位以外を下表中の準々決勝に読み替えて支給する。

	県大会			西九州（3県以内）大会		
	決勝	準決勝	準々決勝	決勝	準決勝	準々決勝
団体	25,000	15,000	10,000	30,000	20,000	13,000
個人	8,000	5,000	3,000	10,000	6,000	4,000
	北・南九州（4～7県）大会			九州大会		
	決勝	準決勝	準々決勝	決勝	準決勝	準々決勝
団体	40,000	25,000	16,000	50,000	30,000	20,000
個人	12,000	8,000	5,000	15,000	10,000	6,000

2. 施設借上料について

大学内に、サークル活動を行うための施設、設備がなく活動に支障がある場合に支給する「施設借上料」について、下記のクラブに対し支給する。

- 水泳同好会